

熊谷市自治基本条例審議会 第1回会議概要

- I 日時：平成20年3月18日（火）午後2時から3時35分
場所：熊谷市立商工会館 2階3号室

II 次第

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 会長・副会長の選出
- 6 議 事
 - (1) 自治基本条例推進状況検討資料について・・・資料1
 - (2) その他
- 7 閉 会

III 会議の概要

- 1 開 会
司会 総合政策部長
- 2 委嘱状の交付
富岡市長が各委員へ委嘱状を交付する。
- 3 市長あいさつ
- 4 委員の紹介
自己紹介による
事務局職員の自己紹介
- 5 会長・副会長の選出
会長 第1号委員 山口雅功氏（立正大学社会福祉学部教授）
副会長 第1号委員 依田悦代氏
会長、副会長が就任のあいさつを述べる
- 6 議 事
議事進行は、熊谷市自治基本条例審議会条例第6条により、山口会長が議長となり行う。



(1) 自治基本条例推進状況検討資料について

事務局より資料の説明

- ・この資料は、条例の推進状況と今後推進状況を確認するための指標を示したものである。
- ・事務局で示した指標以外に、自治基本条例の推進状況に関係する指標があれば提案いただきたい。
- ・指標の◎は、総合振興計画と連動した指標であり、○は、独自に数値を把握するものである。

山口会長：事務局からの説明についての質問や意見、指標の提案等あったらお願いしたい。

新 委員：第5条関係の主な取組みに市報くまがやの発行とあるが、市報を毎月いただき見ているが、内容は、連絡事項がかなり多い。合併して市が大きくなったので、ページを増やして市民の活動や活躍の状況など細かな情報を提供していただきたい。



出浦委員：第20条関係の指標に意見公募手続の実施件数とある。要綱を定めて意見公募手続を実施しているとの説明であったが、意見公募の対象は、条例や計画以外に何かありますか。

事務局：今の時点までで意見公募したのは条例と計画だけである。

出浦委員：市民の意見を取り入れて、より良い条例や計画にしていくのがこの制度の趣旨だと思う。意見公募手続の結果がホームページで公表されているが、意見の件数が少ないものもある。指標が実施件数とあるが、条例や計画の策定件数には限りがあるので件数が指標となるか疑問がある。多くの方に意見を寄せていただくように工夫することが大切であり、それを測る指標を検討すべきである。

上村委員：この条例が適切に運用されているか評価するためには、どこかの部署で総括しなければならず、総括することにより、役所の内部で横のつながりができて相互理解が進むことになる。そういった組織作りが必要である。評価して次に生かす仕組みをしっかりと作ることでより条例の推進が図れると思う。

ホームページが、変化が無く興味がわかない。職員の力だけでは限りがあると思う、民間企業や市民の力を借りて充実したものにしていきたい。

事務局：総括は、企画課を中心にしていく。

ホームページは、新年度リニューアルの予定で作業中である。

岩佐委員：指標の定義を知りたい。また、会議の記録を後日いただけると、復習にもなりより理解が深まり、次の会議の議論が深まると思う。



事務局：指標は、数値が取れるものを基本としている。そして、総合振興計画と

連動できるものはその指標を用いることにより市全体の計画との連携も図れると考える、無いものは新たに数値を把握する。事務局で提案した指標以外にもあれば委員皆様に提案いただきたい。

会議の記録は、後日、委員の皆様にご送ります。また、ホームページで公開します。

新委員：質問等の回答はいただけるのか。

事務局：市報は、市民の皆様にご読みやすいように、さらに、情報量を増やすということに苦慮しているが、それを補うためにインターネットを活用しているのが現状である。新委員からの意見は、所管には伝えます。

依田副会長：第4条関係の指標に協働事業提案制度における提案数とあるが、実際にどれだけ実施されたかも指標とすべきである。

第13条関係の主な取組みに市民活動支援センターの設置、運営とあるが、市民活動支援センターが活用されているか測る指標として利用者数や来場者数を指標とするのも良い。

また、市民活動支援センターの休館日が月曜日である。私が所属している団体は、活動日が月曜なので残念である。団体に鍵を預けていただければ活動できるので良い方策を検討していただきたい。

事務局：協働事業提案制度は、これから始まる事業ですが、依田副会長のご指摘のように指標としていきたいと思っております。

市民活動支援センターは、市民活動をする人が集うオープンスペー

スのため利用者数が把握できるかは、担当課に確認します。

休館日の件は、所管には伝えます。

岩佐委員：第13条関係の指標が4つあるが、NPO法人や青少年相談員の数は把握しているのか。

どのような、NPO法人があるのか紹介し、そうした情報を共有し連携すれば、市民活動がさらに活発になると思う。

事務局：NPO法人などの現状の数値は把握しています。たとえば、市内のNPO法人は36法人です。

小谷野委員：指標があるということは、結果がありそれを分析して評価し、次の方策を考えるという経過になると思うが、事業担当課ごとに評価するのか。

事務局：数値を把握するのは主管課です。総合振興計画では、指標の現状値は把握しており、5年後、10年後の目指す数値も設定しています。本日の会議資料では、数値は示してありませんが、次回の会議からは数値を入れて推進状況を示してまいります。

結果は、市報で概略をお知らせし、詳しくはホームページでと考えています。

小谷野委員：条例施行から半年が過ぎているのだから指標が示せたのでは。

事務局：本日は、事務局で考えている指標を示して、そのほかに何かあるか提案をいただく会議と考えています。

総合振興計画は、平成20年4月のスタートです。総合振興計画の指標と連動しているものもあるため本日は示していません。

山口会長：本日は、第1回の会議なので、皆様の意見を伺い、次回は、指標を示して、これがこれだけ進みましたという説明になるということで理解します。

岩佐委員：第13条関係の指標にある、青少年相談員とは？

出浦委員：青少年相談員は、埼玉県独自の制度であり、県の青少年課が所管しています。20歳～30歳台前半の若者が、知事の委嘱により、地域で子どもたちの良きお兄さんお姉さん役として、様々な地域活動に参加するものです。

山口会長：指標がどういうものか解説も用意していただきたい。

上村委員：お祭りの関係は、合併後の地域の相互理解を深めるために必要だと

思うが、どこに当てはまるのか。お祭ごとの人手が指標として使えると思う。

事務局：第15条のコミュニティに当てはまります。総合振興計画では、祭ごとの人出ではなく、市全体の入り込み観光客数を指標にしていますので、活用できると思います。

依田副会長：あついぞ.comでもお祭を紹介しています。そうした情報を充実させていくことで地域がさらに活性化すると思う。

高橋委員：第21条関係の主な取組みに行政改革大綱前期実施計画の策定と集中改革プラン（改訂版）の策定とあるが、いつ策定するのか。



事務局：行政改革大綱は3月議会でお認めいただきました。集中改革プランは、1市2町の合併時に策定し、その後江南町と合併しましたので、改定したものです。これを基に行政改革を進めていきます。既に公表していますので提供いたします。

小谷野委員：消防団は地域コミュニティ活動として指標にならないのか。

事務局：総合振興計画には、消防団についての記述はあるが、指標にはなじまないとします。

自主防災組織の組織率が総合振興計画の指標にあるので、それを使えば良いと思います。

岩佐委員：環境問題は、この条例に入っているのか。

事務局：環境政策は、総合振興計画に盛り込んであり、環境基本条例や環境基本計画に基づく取組みを行います。

また、「あつさ はればれ 熊谷流」という新しい事業で、温暖化対策やヒートアイランド対策、個人の健康管理を進めてまいります。

出浦委員：この条例が、本当の意味で市民のものとなるようアイデアを出していきたい。

上村委員：条例の検討委員会で、いろいろなコミュニティがあるという話が出たが、その整理はついたのでしょうか。



事務局：今、整理統合を進めているところですが、本市では、地域コミュニティは自治会組織を中心にしています。地域の中では校区連絡会も重点を置いています。各団体いろいろな歴史と経過があるので、すべて切替えるのは無理だと思います。

山口会長：本日の結果を事務局で整理していただき次回の会議に示していただきたい。

(2) その他

- ・ 審議会は年1、2回の開催を予定しています。
- ・ 次回は、指標の数値ができてからの開催を考えておりますので、改めて連絡します。
- ・ 指標の提案は、いつでも事務局へ言っていただきたい。

7 閉 会

司会 総合政策部長